

令和5年度 連合会本部重点事業

中小企業診断協会は、昭和29（1954）年の設立以後、長きにわたり中小企業診断制度の普及と推進に努めており、中小企業者等による中小企業施策や中小企業診断士の活用は、中小企業の振興と国民経済の健全な発展に大きく寄与してきた。

当協会は、都道府県協会を会員とする連合会本部として、経済産業省、中小企業庁をはじめとした行政機関、中小企業関係機関、金融機関、海外関係機関、他士業団体等との連携強化を図ることにより、中小企業診断制度の意義と役割を国内外に対して普及・推進するとともに、中小企業診断士の資質の向上、社会的評価の向上、更には活動分野の拡大に努めている。

また、都道府県協会においては、その多くが一般社団法人化後10年を経過するとともに、認定支援機関として国より認定を受けて、金融機関をはじめとした他の認定支援機関と連携し、経営改善計画策定支援事業等へ積極的に参画するなど、地域の中小企業・小規模事業者への支援を通じて、地域経済の活性化に多大な貢献を果たしている。

なお、令和5年度においては、「コロナ長期化・原材料価格高騰等の危機への対応」、「創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進」、「成長分野等への挑戦に向けた投資の促進」、「地域課題解決に向けた取組への支援の拡充等」、「伴走支援・人材確保支援等」など、依然として続く新型コロナウイルスやウクライナ侵攻等の影響による経営環境の大きな変化への対応を迫られる中小企業・小規模事業者の支援者として、中小企業診断士への期待が一層高まると想定される。これらの期待に応えるためにも、引き続き中小企業診断士としてコンサルティングの品質の向上に努めつつ、果たすべき専門性等をより具体的に中小企業・小規模事業者、行政機関、中小企業関係機関、他士業団体等に情報発信していくことが重要となる。

一方、中小企業・小規模事業者においては、経営革新、事業承継、デジタル・シフトによる生産性向上、更には働き方改革や強靱化等、多様な支援ニーズの高まりをみせている。そこで、中小企業診断士は中小企業・小規模事業者に寄り添う伴走型支援者として、経営者との信頼関係の構築に努め、経営の本質的な課題を抽出し、的確な経営戦略の立案や課題に対する具体的な解決策の提示等を通じて、中小企業・小規模事業者が経営課題解決に向かうにあたって自己変革力を高めることができるよう、自走化に向けた経営力再構築支援が期待されており、更なる専門知識の向上や共有化が求められている。

このため、令和5年度の事業計画では、以下の事業を重点事業として積極的に展開するとともに、都道府県協会の要となる連合会本部として、経済産業省、中小企業庁をはじめとした行政機関、中小企業関係機関、金融機関、海外関係機関、他士業団体等との協力体制を強化しつつ、中小企業診断士の資質向上や社会的評価の向上等のためより一層、中小企業診断制度の発展と中小企業診断士のブランドの向上に努めていくこととする。

1. 中小企業診断士のブランディング戦略の推進

中小企業診断士の知名度向上、活動分野の拡大を図り、中小企業診断士としてのブランドを発展・確立していくことを目的に、中小企業診断士の資質の向上に努めるとともに、その役割及び専門性等を広く社会にアピールするブランディング戦略を引き続き推進する。

- (1) コンサルティングの品質向上への取り組み
- (2) 中小企業診断士の日におけるPR活動
- (3) 会員中小企業診断士バッジの着用推進

2. 中小企業診断士による専門知識の共有化の推進

中小企業診断士の人材育成の強化のほか、中小企業診断士の持つ実践的な専門知識について、その共有化を図るとともに、外部への情報発信に取り組む。

- (1) 調査・研究事業の実施及び報告書の当協会ホームページ上での公開
- (2) 「スキルアップ研修」の開催支援
- (3) 中小企業診断士の育成・活用の促進
- (4) 中小企業経営診断シンポジウムでの論文発表に関する動画の公開
- (5) サイボウズ社k i n t o n eの活用
- (6) 中小企業経営診断システム（McSS）の利用促進
- (7) 国際交流・国際協力事業・国際展開支援事業の実施

3. その他

- (1) 中小企業庁が検討中の政策への対応

第1号報告 令和5年度事業計画書（案）及び 収支予算書（案）の報告に関する件

令和5年度は、前記の連合会本部重点事業に基づく事業活動を展開することとする。

特に、都道府県協会との連携・協力を高めることにより、中小企業診断士の資質の向上、社会的評価の向上、更には活動分野の拡大に努めるため、以下の事業を効率的に実施する。

また、中小企業診断士試験、理論政策更新研修等登録機関事業については、中小企業庁の指導の下、運営体制の強化に取り組み、公平かつ確実に実施する。

1. 会議・表彰に関する事業

(1) 定時総会の開催

都道府県協会代表者の出席による開催方式にて、6月14日（水）に銀座フェニックスプラザ（東京都中央区）で開催する。

(2) ブロック会議の開催

都道府県協会とのブロック会議を全国8ブロックで、9月～11月にかけて開催する。

(3) 理事会、委員会の開催

会務運営の活性化、効率化及び都道府県協会の会務運営体制の強化等活性化策を検討するため、理事会、委員会を開催する。

① 理事会

令和5年5月17日（水）

令和5年9月15日（金）

令和5年12月15日（金）

令和6年3月15日（金）

② 監事会

令和5年5月11日（木）

③ 委員会

令和5年5月17日（水） 新しい診断協会の在り方に関する検討委員会

(4) 会員中小企業診断士の表彰

永年在籍会員中小企業診断士並びに会務運営や中小企業診断制度の発展及び診断業務の改善進歩に功績のあった会員中小企業診断士を、表彰規程に基づき表彰する。

2. 会員中小企業診断士へのコンプライアンスの周知・徹底

これまでも、中小企業診断士へのコンプライアンスの周知・徹底を図ってきたが、引き続き、次の事項について実施する。

- (1) eラーニングにて使用する教材の適宜見直し・検討
- (2) コンプライアンス・マニュアル及び関係規程の整備

3. 中小企業関係機関等との連携・協力等事業

(1) 中小企業関係機関等への協力事業

- ① 官公庁、(独)中小企業基盤整備機構、JETRO、JICA、商工会議所、商工会、中央会、大学、NPO法人等中小企業関係団体との連携並びに業務協力等を積極的に行う。
- ② ビジネス支援のための経営相談等を行うビジネス支援図書館との連携を図る。
- ③ 中小企業の経営診断理論の研究を図るため、日本経営診断学会との連携を図る。
- ④ 中小企業診断士の活動分野の拡大を図るため、日本弁理士会をはじめとした他士業団体との連携を図る。
- ⑤ 明治大学大学院経営学研究科マネジメントコースに対して、都道府県協会に所属する会員中小企業診断士のうち、同コースへの入学を希望し、自身が所属する都道府県協会の会長からの推薦を受けた者を対象に、推薦を行う。

(2) 金融機関（日本政策金融公庫、信用保証協会、地域金融機関等）との連携

- ① リレバンによる情報提供、中小企業診断士紹介業務に取り組む。
- ② 金融機関との連携により経営改善や事業再生の業務に取り組む。
- ③ 地域金融機関、信用保証協会との連携による経営改善計画の策定支援を実施することにより、中小企業・小規模事業者の経営力向上に努める。

(3) J - N e t 21への協力

(独)中小企業基盤整備機構のポータルサイトであるJ - N e t 21のコンテンツの作成に協力するとともに、「企業診断ニュース」において同サイトのコンテンツの利用促進にかかるPRにも協力する。

(4) 都道府県協会への支援事業

都道府県協会の会員組織率の向上及び組織の活性化等を支援するため、定時総会及びブロック会議等において、都道府県協会との情報交換を図りつつ、都道府県協会に対する支援事業のあり方について、業務委員会等で検討を進めるとともに、適宜支援を行う。

4. 情報化推進事業

(1) ビジネスクリニックシステムの運用

中小企業診断士の専門性の「見える化」へ対応するため、中小企業支援機関及び中小企業・小規模事業者に対するPRを強化するとともに、会員キャリア登録者の増加を図り、ビジネスクリニックシステムの運用を強化する。

(2) 会員情報システムの運用

会員管理、会費管理等について、都道府県協会との効果的、効率的な一元的会員情報システムの活用に取り組む。

また、「会員専用マイページ」については、会員中小企業診断士に対し、引き続きメールアドレスの登録の促進を図るとともに、より一層の利用促進のためのPRを行う。

(3) E - メールによる情報提供

中小企業施策、イベント等の情報提供を図るため、協会情報システムを活用したメールマガジンを会員中小企業診断士向けに月2回発行する。また、中小企業経営者、中小企業関係機関等に対する登録の働きかけを行う。

(4) サイボウズ社 k i n t o n e の活用

当協会及び都道府県協会、更には会員中小企業診断士間をつなぐコミュニケーションツールとして、サイボウズ社の k i n t o n e を本格的に導入することにより、情報提供や業務の円滑化に取り組むこととする。なお、k i n t o n e を導入した都道府県協会に対し、経費の補助を行う。

5. 広報事業

中小企業診断士の認知度向上を図るとともに、中小企業診断制度の意義と役割を広く外部に情報発信するため、広報委員会を中心に以下の事業を実施する。

(1) 会員中小企業診断士バッジの着用推進

会員中小企業診断士としての意識の共有と責任を明確化し、対外的に示していくため、会員中小企業診断士バッジの着用を推進する。

(2) 中小企業診断制度のPR

「中小企業診断士の日」等を活用して、都道府県協会、関係機関等と連携した中小企業診断制度のPRの内容、方法等を検討し、実施する。

また、中小企業診断士の役割及びその専門性等を広く社会にアピールすることを目的に募集し、選定された「中小企業診断士の仕事」PR動画の受賞作品等については、引き続き連合会本部並びに都道府県協会のイベント開催時での活用や、Y o u T u b e 上の中小企業診断士チャンネルで公開する。

(3) 機関誌「企業診断ニュース」の編集、発行

中小企業診断制度及び中小企業診断士の活動状況等を行政機関、中小企業支援機関、中小企業・小規模事業者等に広く啓発・普及するため、機関誌「企業診断ニュース」を毎月発行する。

なお、今年度からは、W e b 版での発行とする。

また、実務補習修了者等を対象に、連合会本部並びに都道府県協会の活動内容等を紹介する「企業診断ニュース」別冊も、年2回紙媒体により発行する。

(4) ホームページの充実、メールマガジンの発行

ホームページでは、会務運営の状況等を広く外部に情報発信するため、コンテンツの充実に取り組むとともに、中小企業施策、イベント情報等を盛り込んだメールマガジンを月2回発行する。

(5) 中小企業経営診断シンポジウムの開催

中小企業診断制度及び中小企業診断士の活動内容等を行政機関、中小企業関係機関、中小企業・小規模事業者等に広くアピールするため、基調講演、分科会等による中小企業経営診断シンポジウムを、11月2日（木）に東京ガーデンパレス（東京都文京区）で開催する。

また、第1分科会「中小企業診断士による経営革新支援事例論文発表」の様態を撮影して、動画を公開する。

(6) 全国中小企業強靱化支援協議会における活動

令和2年1月に、(独)中小企業基盤整備機構・日本政策金融公庫・商工組合中央金庫と設立した全国中小企業強靱化支援協議会において、当協会が求められる次の活動に取り組む。

① 令和5年度に開催される「中小企業『強靱化』シンポジウム」の共催

② BCP推進の機運醸成を踏まえた事業者のBCP作成等を支援するコンサルティングニーズの発掘と支援

③ BCP作成支援等に係る中小企業診断士の育成、資質の向上と支援機関への情報提供

④ 同支援協議会担当者情報交換会への参画

(7) 「おしごと年鑑2023」への中小企業診断士の仕事の掲載

小・中学生を中心とする学生を対象に、文部科学省が推進するキャリア教育支援事業の一環として毎年発行されている「おしごと年鑑」2023年版に中小企業診断士の仕事を掲載する（発行予定：2023年6月頃、発行部数75,000部を予定）。本取り組みは、将来的な中小企業診断士試験受験者等へ向けたアピールの機会としてとらえ、必要に応じて掲載内容等の見直しを行うとともに、当面の間は掲載し、その効果や他士業の状況を見て継続等を総合的に判断していくこととする。

(8) 登録更新手続き支援サービスの実施

令和5年度更新登録予定者（約2,240名）を対象に、理論政策更新研修等でのポイントの取得状況及び更新手続き案内等を通知する。更に、令和5年度更新登録予定者及び都道府県協会へは、メールマガジンや「企業診断ニュース」等を通じ、更新登録予定者が登録更新手続きを確実に実行するよう働きかけを行う。

(9) 業務案内パンフレット等の頒布

当協会及び中小企業診断士の活動内容等を紹介するパンフレット（和文、英文）、並びに中小企業診断士の仕事の内容を平易に表すリーフレットを頒布する。

(10) 診断士手帳の作成・頒布

都道府県協会からの注文を受け付けて、診断士手帳を作成・頒布する。

6. 調査・研究等事業

中小企業診断士の人材育成の強化に取り組むとともに、中小企業診断士の持つ実践的な専門知識を外部に情報発信するため、以下の事業を実施する。

(1) 人材育成事業への助成

中小企業診断士が中小企業者の高度かつ複雑なコンサルティングニーズに的確に対応できる知識を習得するには、日々進化した高度で幅の広い専門性と更なるスキルアップが要求される。また、企業内診断士にとっても、自らの診断支援スキルを生かすことにより自社や関係先企業の活性化を図ることが求められる。

そこで、今年度も引き続き「スキルアップ研修」の実施について、都道府県協会の要望に応じ、ブロック単位で開催される同研修の開催を支援するとともに、会員中小企業診断士の参加人数に応じた経費補助を行う。

(2) 中小企業診断士の育成・活用の促進

① 企業内診断士の活用促進

中小企業庁では、国が推進する働き方改革への対応として、企業内診断士をターゲットとした「副業・兼業」の普及促進を検討しており、当協会としては引き続き中小企業庁に協力して、企業内診断士を雇用している企業への「副業・兼業」の普及促進を目的とした環境整備をはじめ、さまざまな働きかけを行う。

また、平成30年度に開始した企業内診断士におけるプロボノ活動の支援に向けた実証実験事業については、都道府県協会の要望に応じ、引き続き開催を支援するとともに、経費補助を行う。

(3) 会員中小企業診断士グループ等による調査・研究事業への助成

都道府県協会またはその枠を超えた会員中小企業診断士グループ等による実践的診断・支援技法のテーマを全国から公募するとともに、選定された研究テーマの報告書作成を助成する。

また、令和4年度に調査・研究事業に取り組んだ会員中小企業診断士グループ等による調査・研究報告書を、当協会ホームページ上で公開する。

(4) 連合会本部における独自の調査・研究事業

中小企業診断士及び学識経験者を中心としたグループにおいて、業務知識の体系化等の調査・研究事業を実施する。

また、令和4年度に中小企業庁と連携の下、「中小M & AにおけるPMI（M & A実施後の統合作業）」を、更には（公財）日台交流協会からの連携の要請を受け「海外展開支援業務の体系化」をそれぞれテーマに業務知識の体系化等についてとりまとめた報告書を、当協会ホームページ上で公開する。

(5) 中小企業経営診断システム（McSS）の利用促進

会員中小企業診断士の利便性の向上等に資するため、有料サービスとして、（一社）CRD協会の100%子会社CRDビジネスサポート（株）が提供する中小企業経営診断システム（McSS）の更なる利用促進を行う。

7. 国際交流・国際協力事業・国際展開支援事業

これまでの国際交流・国際協力事業を引き続き推進するとともに、中小企業の国際展開に対する中小企業診断士の支援の強化を図るため、人材育成、情報収集・発信、企業支援を3つの柱に据え、国際委員会を中

心に以下の海外展開支援事業に取り組む。

- ① 海外展開専門支援人材データベースの登録
- ② 中小企業の海外展開支援に資する調査・事業の実施
- ③ 中小企業経営診断シンポジウム分科会等での海外展開支援活動等の発表
- ④ 都道府県協会が実施する海外現地調査への連合会本部職員の派遣
- ⑤ (公財)日台交流協会及び(一社)日本商事仲裁協会との連携によるセミナー等の実施

8. 中小企業診断士試験

中小企業診断士試験は、中小企業支援法に基づく指定試験機関として、次のとおり実施する。

(1) 第1次試験

令和5年8月の土曜日・日曜日の2日間、札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、松山、福岡、那覇の10地区で実施する。

(2) 第2次試験

筆記試験は令和5年10月の日曜日、口述試験は令和6年1月の日曜日に、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の7地区でそれぞれ実施する。

9. 中小企業診断士実務補習

中小企業診断士実務補習は、経済産業省令に基づく登録機関事業として、次のとおり実施する。

(1) 夏期コース（5日間コースのみ）

令和5年7月・8月・9月に札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の7地区で実施する。

(2) 冬期コース（15日間コース・5日間コース）

令和6年2月・3月に札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の7地区で実施する。

10. 中小企業診断士実務補習（インターンシップ型）

令和4年10月に中小企業庁より承認を受けたインターンシップ型実務補習については、実施を希望する都道府県協会と業務委託契約書を締結し、連携を緊密にして行うこととする。

11. 中小企業診断士理論政策更新研修

中小企業診断士理論政策更新研修は、経済産業省令に基づく登録機関事業として、次のとおり実施する。

(1) 実施地区及び時期

全国47地区で、原則として令和5年6月から令和6年2月にかけて実施する。

(2) 実施人数及び回数

受講者人数については、過去の実績を勘案して計16,500人程度とし、リモート開催を含め計140回程度実施する。

12. 中小企業診断士論文審査

論文審査は2回実施する。開催時期は第1回を令和5年7月～8月、第2回を令和6年1月～2月とする。論文のテーマは理論政策更新研修に準じるものとし、論文審査委員会で合否の判定を行う。

13. 「公益目的支出計画」実施事業完了以降の事業運営について

当協会は、平成25年4月1日付で、一般社団法人としての組織変更を行い、内閣府に届け出た「公益目的支出計画」実施事業として、毎年「企業診断ニュースの発行」及び「中小企業経営診断シンポジウムの開催」を実施し、その支出報告に努めてきた。

そこで、令和5年度をもって完了予定の「公益目的支出計画」実施事業の実施方法を含め、当該計画完了後の連合会本部事業等について、新しい診断協会の在り方に関する検討委員会をはじめ関係委員会等を中心に、引き続き検討を行う。